

日本トランシスティ株式会社

2023年5月2日

グリーンローン・フレームワーク

ESG評価本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター（R&I）は、日本トランシスティが2023年5月に策定したグリーンローン・フレームワークが、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）の「グリーンローン原則（2023）」及び環境省の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

## ■オピニオン概要

### （1）調達資金の使途

調達資金は、グリーンビルディングに関する第三者認証機関で認証を取得又は更新した建物、もしくは将来取得又は更新予定の建物の取得に充当される（リファイナンスを含む）。グリーンローン原則で例示される事業区分のうち、「グリーンビルディング」のカテゴリーに該当する。一定水準以上の第三者認証を適格クライテリアとして設定していることから、環境改善効果が見込まれる。資金使途は妥当である。

### （2）プロジェクトの評価と選定のプロセス

対象プロジェクトの環境面での目標は気候変動の緩和である。適格クライテリアは、日本トランシスティの「環境に配慮した事業推進」というマテリアリティに対応する規準として、確実な環境改善効果が見込めるように設定されている。個別プロジェクトの選定にあたっては、日本トランシスティの経理部及び総務部との協議、常務役員会の審議を経て取締役会が最終決定する。対象とするプロジェクトの適格性の評価にあたっては、環境面・社会面の影響に配慮し、国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と必要に応じた環境への影響調査、地域住民への十分な説明が実施されていることを確認する。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

### （3）調達資金の管理

調達資金の全額について、日本トランシスティの経理部が内部管理システムを用いて資金の充当状況を管理する。未充当資金は現金または現金同等物で運用される。資金管理は適切である。

### （4）レポート

調達した資金の充当が完了するまでの間、資金充当状況と環境改善効果を年次で日本トランシスティのウェブサイト等で公表し、その公表をもって金融機関への報告とする。環境改善効果は「環境面での目標」に整合した定量的な指標で示される。レポートの内容は適切である。

## 借入人の概要

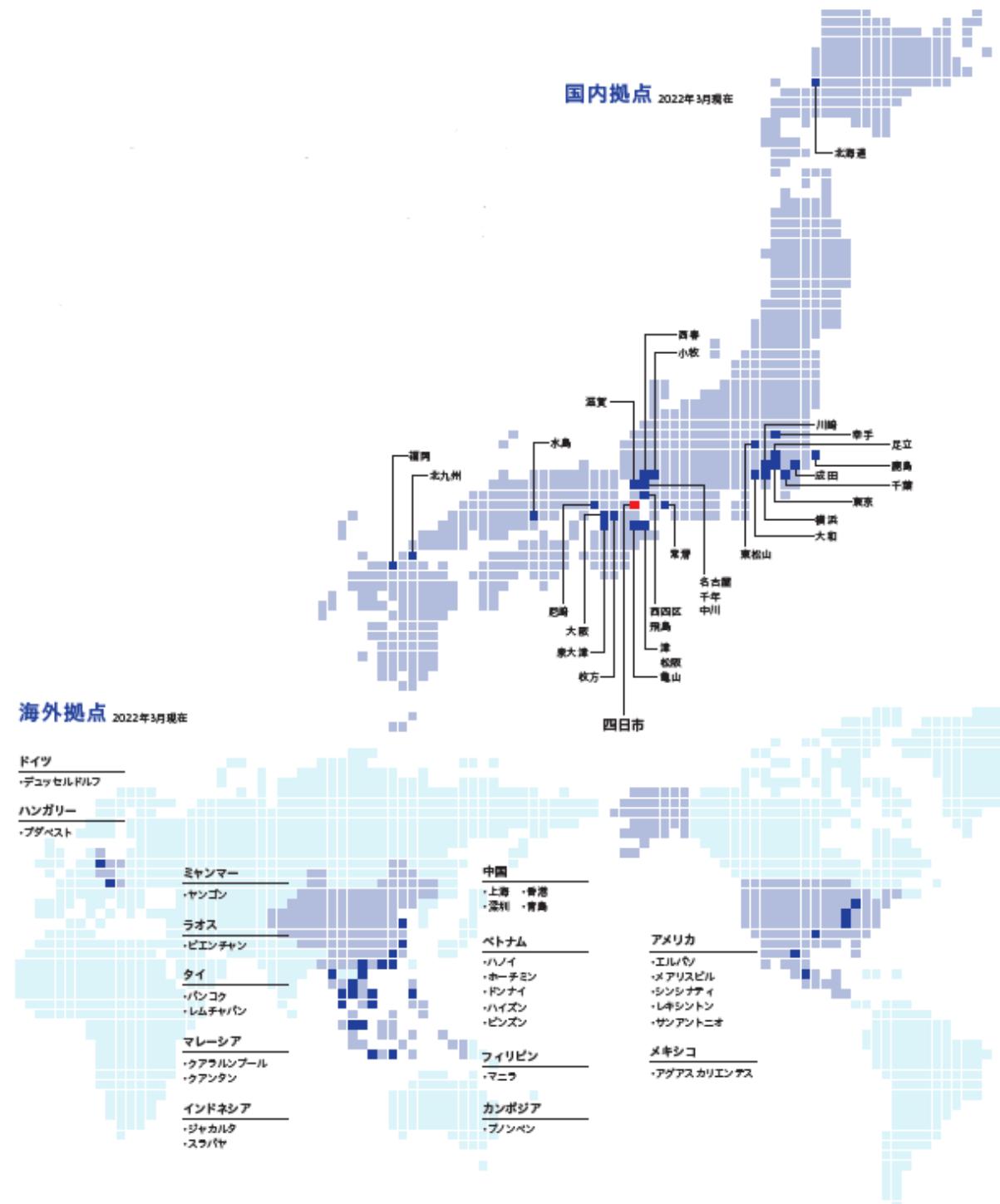
- 日本トランシティは1895年創業、三重県四日市に本拠を置く物流会社。四日市港で倉庫業とともに始めた港湾運送を軸に、流通加工、陸上運送、国際複合輸送など、複数の物流サービスを一貫して提供できる体制を構築している。四日市港で国や自治体が保有する港湾の岸壁やターミナル施設を借り受け、同港を経由する貨物のほぼ全てに携わる。化学品や自動車部品のほか、流通や電力の有力企業とも取引が厚く、中部地方を中心に収益基盤を築いている。大口顧客からの需要に応えられるよう、全国の主要港湾付近のほか、東南アジアや北米など海外にも拠点を構える。

### ■日本トランシティグループの事業フィールド



[出所：日本トランシティ ウェブサイト]

#### ■日本トランシティグループの国内・海外ネットワーク



[出所：日本トランシスティ サステナビリティレポート2022]

## 1. 調達資金の使途

### (1) 対象プロジェクト

- 本フレームワークに基づき調達された資金は、以下の適格クライテリアを充たすプロジェクトへの新規投資及びリファイナンスに充当する。除外クライテリアに関連するプロジェクトには充当しない。

#### ● 適格クライテリア

以下のいずれかの第三者認証を取得又は更新した建物、もしくは将来取得又は更新予定の建物の取得

- ZEB 認証 : ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready
- DBJ Green Building 認証 : 5つ星、4つ星、3つ星
- CASBEE 評価認証 : Sランク、Aランク、B+ランク
- BELS 認証 : 5つ星、4つ星、3つ星
- LEED 認証 : Platinum、Gold、Silver

#### ● 除外クライテリア

- 所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- 人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

- リファイナンスに資金を充当する場合は、グリーンローン実行（複数回のグリーンローンの実行を通じたプロジェクトの場合は初回のグリーンローン実行時）から遡って過去36カ月以内に実施した支出に限る。なお、長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる調達資金を通じてリファイナンスを行う場合は、借入時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数、リファイナンスされる額を開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価を行い、必要に応じて外部機関による評価を受ける。
- 資金使途はグリーンローン原則で例示されている「グリーンビルディング」のカテゴリーに該当する。

### (2) 環境改善効果

- 適格クライテリアのベンチマークに使用する環境認証（ZEB 認証、DBJ Green Building 認証、CASBEE 評価認証、BELS 認証、LEED 認証）は国内で幅広く利用されている。各認証に対して設定している基準は、いずれも上位3段階までとしており、十分な環境改善効果が見込まれる水準といえる。各認証制度の概要は次頁の通り。

#### ※認証制度の概要

ZEB認証（認証団体：住宅性能評価・表示協会）

ZEB（Net Zero Energy Building）は、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物を指す。50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①ZEB（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（50%以上75%未満削減）と定義される。

**DBJ Green Building 認証** (認証団体 : 株式会社日本政策投資銀行及び一般財団法人日本不動産研究所 (JREI))

対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業等を含めた総合的な評価を行う認証制度。  
評価結果は星5（国内トップクラスの卓越した配慮がなされた建物）から星1（十分な配慮がなされた建物）までの5段階評価となっている。

総合評価のうち環境性能項目に関する評価が確認できる場合、環境認証として有効と考えられる。

CASBEE 評価認証（認証団体：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

「Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency（建築環境総合性能評価システム）」の略称。建築物を環境性能で評価し格付けする。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する制度である。評価結果は、Sランク（素晴らしい）からCランク（劣る）までの5段階評価となっている。

BELS認証（認証団体：住宅性能評価・表示協会）

「Building-Housing Energy-efficiency Labeling System（建築物省エネ性能表示制度）」の略称。  
国土交通省が定めた「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」に基づく認証制度。  
一次エネルギー消費量をもとに第三者機関が省エネ性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。

LEED認証（認証団体：米国グリーンビルディング協会（US Green Building Council））

「Leadership in Energy and Environmental Design (エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ)」の略称。米国発祥のグリーンビルディング認証プログラム。建築物全体の企画・設計から建築施工、運営・メンテナンスまでにわたって様々なシステムを通じ、エネルギー性能をはじめとする総合的環境負荷を評価する。必要条件を満たした上で、取得したポイントによって標準認証、シルバー、ゴールド、プラチナの4つの認証レベルが用意されている。

調達資金は、グリーンビルディングに関する第三者認証機関で認証を取得又は更新した建物、もしくは将来取得又は更新予定の建物の取得に充当される（リファイナンスを含む）。グリーンローン原則で例示される事業区分のうち、「グリーンビルディング」のカテゴリーに該当する。一定水準以上の第三者認証を適格クライテリアとして設定していることから、環境改善効果が見込まれる。資金使途は妥当である。

## &lt;SDGsへの貢献&gt;

- 本フレームワークで調達資金を充当するプロジェクトは、以下の SDGs に貢献すると考えられる。

| SDGs  |  |
|---|--|
|  | 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。  |
|  | 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
|  | 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。                         |

## 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

### (1) 環境面での目標

- 環境面での目標（グリーンローンを通じて実現しようとする環境上のメリット）は、「気候変動の緩和」である。

### (2) プロジェクトの評価・選定の規準

- 日本トランシティグループは、持続可能な社会を実現するとともに、社会の発展に貢献し、同社グループの企業価値をさらに高めていくために、サステナビリティ方針に基づき、以下のマテリアリティ（重要課題）に取り組んでいくとしている。

#### <サステナビリティ方針>

日本トランシティグループは企業理念に基づき、社会に必要不可欠なインフラである物流を担っており、グローバルな領域で社会に貢献しております。

これからも企業理念ならびに創業以来築き発展させてきた様々な活動を大切にしながら、次の項目をサステナビリティ重点事項と捉え挑戦し続けることで、次世代につなげる価値を創造し、物流事業を通じて持続可能な社会の実現を目指してまいります。



## マテリアリティ（重要課題）

| 重要課題                            | 環境に配慮した事業推進  | 人財の尊重  | 安全で高品質なサービスの提供   | 地域への貢献  |                    |                  |                    |                  |                       |                     |                      |                   |                           |                  |                           |                      |
|---------------------------------|--|--|--|---|--------------------|------------------|--------------------|------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------------------|------------------|---------------------------|----------------------|
|                                 | 1 経済成長に<br>環境を考慮する<br>ための取り組み  | 2 地域社会との<br>連携による持続的<br>な開発  | 3 すべての人に<br>健康と福祉を   | 4 ジャンダー平等を<br>実現しよう   | 5 すべての人に<br>健康と福祉を | 6 働きがいも<br>経済成長も | 7 すべての人に<br>健康と福祉を | 8 働きがいも<br>経済成長も | 9 産業と技術革新の<br>基盤をつくろう | 10 入や出の不平等<br>をなくそう | 11 住み続けられる<br>まちづくりを | 12 つくる責任<br>つかう責任 | 13 気候変動に<br>具体的な対策を<br>提案 | 14 海の豊かさを<br>守ろう | 15 エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに | 16 住み続けられる<br>まちづくりを |
| 主要な取組み                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境効率のよい物流の構築・提案（モーダルシフト、コンテナラウンドユースなど）</li> <li>再エネの活用と新エネルギーへの取り組み</li> <li>GHG（温室効果ガス）削減への取り組み</li> <li>生物多様性への取り組み（ビオトープ、海岸・里山保全活動）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人財登用の多様性の推進</li> <li>働き方改革の推進</li> <li>健康経営</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ災害への教育</li> <li>安全で働きがいのある環境づくり</li> <li>高付加価値・高品質な物流サービスの展開</li> <li>省人・省力化の技術・ツールの活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>フードロス削減への貢献</li> <li>社員による清掃、寄付の実践</li> <li>地域スポーツ・文化活動への貢献</li> <li>地域防災活動</li> </ul> |                    |                  |                    |                  |                       |                     |                      |                   |                           |                  |                           |                      |
| 日本トランジット<br>グループにとって<br>社会にどうして | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用エネルギーの削減</li> <li>輸送の高効率化</li> <li>将来のエネルギー転換への準備</li> <li>生物多様性への対応</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイバーシティの推進と雇用の安定</li> <li>風通しのよい、活力ある職場環境の実現</li> <li>社員満足度の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ災害の実現</li> <li>労働環境の改善</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>社員の意識向上</li> <li>企業と地域のつながり</li> <li>持続可能な地域社会づくり</li> </ul>                           |                    |                  |                    |                  |                       |                     |                      |                   |                           |                  |                           |                      |
|                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低減</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の実現</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害のない職場環境の実現</li> <li>高品質で持続可能な物流サービスの提供</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の経済と文化の発展</li> </ul>   |                    |                  |                    |                  |                       |                     |                      |                   |                           |                  |                           |                      |

[出所：日本トランシティウェブサイト]

- ・ 本フレームワークに定める適格クライテリアは、日本トランシティの「環境に配慮した事業推進」というマテリアリティに対応する規準として、確実な環境改善効果が見込めるように設定されている。
  - ・ 「環境に配慮した事業推進」への対応として、日本トランシティは他にも以下のような具体的な取組みを行っている。

#### ▶ バルクコンテナ輸送によるモーダルシフト

全国に有する独自ネットワークを活用し、トラックによる貨物輸送を鉄道・船舶などの大量輸送が可能で環境負荷の小さい他の輸送モードに転換する「モーダルシフト」を推進。特に、地球環境に配慮したバルクコンテナ輸送と組み合わせ、CO<sub>2</sub>の削減を図っている。

➤ CO<sub>2</sub>削減効果の高いシャーシの導入

再生可能エネルギーの原料であるバイオマス燃料の輸送において、通常のダンプ車両よりも輸送効率が高いシャーシを導入することによる CO<sub>2</sub> 排出量の削減。なお、当該シャーシの導入は環境省お

より国土交通省の「物流分野における CO2 削減対策促進事業」として認定を受けている。

➤ 太陽光発電設備の導入

物流センターの屋根を利用した「太陽光発電設備」の導入を進めており、現在亀山営業所、飛島物流センター、霞北埠頭流通センターにて発電を行っている。

➤ CO2 フリー電気の導入

物流センターで利用する電力に CO2 排出量ゼロの電気を使っている。

➤ バイオマス発電燃料の取扱い

2019 年より、四日市港で輸入されるバイオマス発電（動植物から生まれた有機性のエネルギー資源を使用して発電する方法）の燃料供給基地として専用物流センターを運営する。顧客とともに事業を通じて環境にやさしいエネルギー資源の取扱いを行っている。

➤ 移動式水素ステーションの運営

日本トランシスティが共同出資する「みえ水素ステーション合同会社」は、移動式水素ステーションを運営しており、自然環境にやさしいクリーンなエネルギーの利用・普及促進への取組みを行っている。

➤ 生物多様性への取組み

環境保全活動を行う団体(複数の地域企業、行政等で構成)において主体的な役割を担っている。また、従業員が里山保全、海岸の清掃活動等に定期的に参加するなど、地域と一緒に、生物多様性の保全に貢献している。

➤ ABINC 認証

日本トランシスティが 2023 年 6 月 30 日に取得予定の「三重朝日物流センター」(現在、大和ハウス工業株式会社が建設中)は、生物多様性に配慮した環境保全の計画が評価され、日本トランシスティは大和ハウス工業とともに「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会 (ABINC)」の「いきもの共生事業所®認証 (ABINC 認証)」を取得している。

➤ 海上コンテナシャーシ管理システム「シャーロック」の開発・導入

日本トランシスティ並びに地図データサービスを提供する企業及び RFID 関連事業に特化した企業と協働し、新システムを共同開発。当該システムにてシャーシの位置情報の管理を行うことにより無駄な運行を削減することで CO2 排出量削減に取組む。なお、当該システムの開発・導入は環境省および国土交通省の「物流分野における CO2 削減対策促進事業」の認定を受けている。

### (3)プロジェクトの評価・選定のプロセス

- 個別プロジェクトの選定にあたっては、日本トランシスティの経理部及び総務部との協議、常務役員会の審議を経て取締役会が最終決定する。

### (4)環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- 対象とするプロジェクトの適格性の評価にあたっては、環境面・社会面の影響に配慮し、以下の項目について対応していることを日本トランシスティの総務部が確認する。

➤ 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施

➤ 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施

「環境面での目標」、「プロジェクトの評価・選定の規準」「プロジェクトの評価・選定のプロセス」「環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス」は適切に示されている。評価・選定のプロセスは明確かつ

合理的である。

### 3. 調達資金の管理

- ・ 調達した資金は、全額が充当されるまで年次で、日本トランシティの経理部が内部管理システムを用いて充当状況を管理する。調達資金はグリーンローン実行から36カ月以内に適格プロジェクトへ充当される予定である。また、グリーンローンの調達資金の全額が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて運用される。証憑となる文書は社内の文書保存規程に基づき管理される。
  - ・ なお、資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、ウェブサイト等で速やかに開示を行う。
- 調達資金の全額について、適切な内部プロセスに沿って追跡管理が行われる。未充当資金の運用方法は適切に示されている。資金管理は適切である。

## 4. レポートイング

### (1) 開示の概要

- 本フレームワークで調達した資金の使用に関するレポートイングの概要は以下のとおり。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は適宜開示する。

|        | 開示事項   | 開示タイミング       | 開示方法                                      |
|--------|--|---------------|---|
| 資金充当状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達資金を充当した適格プロジェクトのリスト及びその概要（進捗状況を含む）</li> <li>・充当金額</li> <li>・未充当資金の残高、未充当資金の運用方法及び充当予定期間</li> <li>・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合</li> </ul> | 資金充当完了までの間、年次 | 日本トランシティのウェブサイト等で公表し、その公表をもって金融機関への報告とする。 |
| 環境改善効果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者認証の取得状況</li> <li>・CO<sub>2</sub>排出量の削減量</li> </ul>  | 資金充当完了までの間、年次 | 日本トランシティのウェブサイト等で公表し、その公表をもって金融機関への報告とする。 |

### (2) 環境改善効果に係る指標、算出方法

- 環境改善効果として示される指標は「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めたグリーンローンの「環境面での目標」である「気候変動の緩和」に整合し、定量的である。

調達した資金の充当が完了するまでの間、資金充当状況と環境改善効果を年次で日本トランシティのウェブサイト等で公表し、その公表をもって金融機関への報告とする。環境改善効果は「環境面での目標」に整合した定量的な指標で示される。レポートイングの内容は適切である。

以上

**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されなければならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものではありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び個人的関係はありません。